

島根県建設工事 総合評価方式 運用手引き（H26版）の主な改正点（お知らせ）

建設産業対策室
技術管理課

平成26年6月1日以降に入札公告する工事から一部改正します島根県建設工事 総合評価方式 運用手引きについて、主な改正点をお知らせします。

なお、詳細は運用手引きや各工事の入札公告・入札説明書でご確認ください。

1. 特別簡易型(地域維持型)総合評価方式の試行

→関連記載ページ:16~18

【現状と課題】

○地域維持を担う地元建設業者や人材確保・育成の必要性

建設投資の減少等により地域社会を支えてきた建設産業が疲弊し、維持修繕や除雪、災害時対応などの地域維持を担う地元建設業者が減少して、今後、地域社会の維持に支障をきたすことが懸念されている。

また、技能労働者・技術者の高齢化が進むとともに、若年者の入職者が減少し、建設生産を支える技能・技術の承継が困難な状況となっている。

このような中、平成25年豪雨災害においては初期対応等を通して、地元建設業者の役割と継続的・安定的な確保の必要性が再認識されたところである。

このことから、個別工事の品質確保等に加え、今後は地域維持を担う地元建設業者の確保と建設産業の担い手となる人材の確保・育成に向け取り組むこととし、総合評価方式入札の特別簡易型において、地域維持や人材確保・育成に取り組む業者を評価する「地域維持型」を試行導入する。

【試行方針】

品質確保を前提として、地域維持を担う地元建設業者や人材確保・育成に重点を置いた評価

・価格
・品質確保
・地域維持

特別簡易型(地域維持型)の試行

1) 対象工事: 特別簡易型の一般土木工事のうち技術的難易度が低い工事※¹

※¹ ①高盛土などの難易度の高い切盛土工、②アンカー、③補強土壁、④現場打ボックスカルバート、⑤現場打擁壁、⑥地盤改良、⑦橋梁下部工、⑧橋梁床板工などを除いた工事現場条件等により判断

2) 実施目標: 平成26年度は、全県において下記を実施目標とする。

●4,000万円以上の工事で年間30~40件(事務所(局)、事業所(部)毎に3件程度)

●2,500万円以上4,000万円未満の工事で年間10件(事務所(局)、事業所(部)毎に1件程度)

【評価基準】

評価項目		配分点	加算点		現行	
企業 【4点】	① 過去2年間の工事成績評定点の平均点<73点以上:3点、73点未満:0点>(対象となる工事成績が1件の場合2.5点)	3	3	0	9点	
	② 平成16年度から入札公告日前日までの同種工事の施工実績【地域】※ ² <有、無>	1	1	0		
技術者 【2点】	① 資格(1・2級土木施工、1・2級建設機械)<有、無>	1	1	0	5点	
	② 平成16年度から入札公告日前日までの同種工事の施工経験(主任(監理)技術者、現場代理人、担当技術者)【地域】※ ² <有、無>	1	1	0		
地域貢献 【5点】	① 過去2年間の県との防災協定(家畜伝染病防疫協定)の締結実績<有、無>	1	1	0	6点	
	② 過去2年間の県管理公共土木施設維持管理業務または海岸漂着物回収業務実績【地域】※ ² <有、無>	1	1	0		
	③ 過去2年間の県管理道路を含む除雪業務の実績【地域】※ ² <有、無>	1	1	0		
	④ 過去2年間のボランティア活動等の参加実績【地域】※ ² <有、無>	(1)	2 (④~⑥から 2項目選択)	1		0
	⑤ 若手・中堅技術者の配置<有、無>	(1)				
	⑥ 建設機械の保有状況<3台以上、未滿>	(1)				
① 会社所在地【地域】※ ² <有、無>	(1)	(1)			(0)	
加算点の合計		11(12)点			20点	

●【地域】※² の設定

旧市町村、各本所(局)・事業所(部)単位等とし、各管内の実情に応じて独自に設定する。

●若手・中堅技術者の配置

当該工事に満40歳未満の技術者を主任(監理)技術者として配置する場合に評価する。

【ペナルティ】

「若手・中堅技術者の配置」において申請した若手・中堅技術者が、受注者の責により申請した工事の全期間に配置されず、正当な理由がない場合は、「若手・中堅技術者の配置」評価の加算点の満点に相当する点を限度として工事成績評定点の減点を行う。

●機械保有の状況

以下の建設機械※³を 3台以上保有若しくは長期リース契約(1年7カ月以上)している場合に評価する。

①ショベル系掘削機 ②ブルドーザ ③トラクターショベル ※³ 〔島根県の経営事項審査において加点対象となる建設機械とする。〕

2. 評価項目、内容等の見直し

(1)BCP認定の評価を導入する

→関連記載ページ：5, 12, 26

災害時の事業活動の確保や迅速な応急対応のためには、BCP(事業継続計画)の策定が重要である。

標準型、施工体制確認型を適用する工事のうち「一般土木工事」、「維持修繕工事」において、防災協定と合わせて、国土交通省中国地方整備局認定(H25年度時点で県内業者：32社)のBCPを評価することとし、両方該当で2点、一方のみ該当は1点の加点評価とする。

(2)「建設塗装」、「電気工事」の登録基幹技能者の配置状況の評価を導入する →関連記載ページ：5, 13, 28, 30

将来的に地域を支え得る足腰の強い建設産業の構築には、技能労働者の数と質を確保し、施工現場の生産性向上や工事目的物の品質確保・向上を目指すことが重要である。

よって、下請負企業を含めた主任(監理)技術者以外の登録基幹技能者の配置状況の評価を導入し、当面、「建設塗装」、「電気工事」に適用する。

【適用】

当該工事において、登録〇〇〇〇基幹技能者を現場へ配置する場合について評価する。(〇〇〇〇は「建設塗装」もしくは「電気工事」とする。以下同様。)

ただし、登録〇〇〇〇基幹技能者は、主任技術者(下請企業も含む)及び監理技術者以外の者とし、〇〇〇〇における△△工程の全期間において現場に配置されることとする。(受注者には、31頁「施工計画書記載例」により登録基幹技能者の記載を求める。)

登録〇〇〇〇基幹技能者が、受注者の責により発注者が指定した工程の全期間に配置されず、正当な理由がない場合は、「登録基幹技能者の配置」評価の加算点の満点に相当する点を限度として工事成績評定点の減点を行う。(ペナルティ)

(3)ハートフルしまね活動の参加実績に人数要件を設ける

→関連記載ページ：12, 27

ボランティア参加実績には人数要件(会社として10名以上または従業員の半数(最低3名)以上)があるが、ハートフルしまね活動は人数要件がなく1名でも対象となっているため、下記の人数要件を設ける。

【人数要件】年間のべ人数として10名以上または従業員の半数(最低3名)以上

ただし平成24年度のハートフルしまね活動についてはこの限りではない(時限緩和措置)

(4)維持管理業務の評価対象をすべての県管理公共土木施設とする

→関連記載ページ：5, 12, 26~27

現在、維持管理業務は県管理道路または河川を評価対象としているが、その他の県管理公共土木施設は評価対象外としている事例もある。

県管理施設の維持管理業務を同等に評価するため、対象をすべての県管理公共土木施設とする。

【適用】

対象は平成24年度及び平成25年度の2年間における

①県管理公共土木施設に関する維持管理業務(発注機関は問わない。島根県発注業務においては県が認めた下請け業務を含む。)

または

②海岸漂着物の回収業務の契約実績(島根県発注業務とし、県が認めた下請け業務を含む。)

とし、それぞれ1回の契約期間が△ヶ月※⁴以上のものに限り評価する。(※⁴:契約期間の△ヶ月は各管内の実情に応じて設定する。以下同様。)

また、1回の契約期間が両年度にわたるものは、契約期間の長い方の年度で評価する。ただし、1回の契約期間が1年△ヶ月※⁴以上の場合、両年度とも契約実績があるとして評価する。

なお、指定管理者制度によるものは評価の対象外とする。

3. 応札者の事務負担の軽減

(1) 総合評価技術資料のエクセル化

入札公告に掲載する総合評価技術資料(申請資料)について、作成作業を効率的に行うため様式をエクセル形式のファイルとし、事務負担の軽減を図る。

(2) 工事数量総括表、見積参考資料のエクセル形式による掲載

入札公告に掲載する工事数量総括表並びに見積参考資料について、これまでのPDF形式に加えてエクセル形式のファイルとし、事務負担の軽減を図る。

4. 今後の見直し項目

(1) 優良工事表彰の対象期間は過去10年間から過去5年間にする

優良工事表彰(優良工事施工団体表彰)、優秀建設技術者表彰の対象期間について、国交省・他県では2~3年間としている。また、現在表彰の種類により対象期間に差異(知事・国交省10年、県事務所長は実質7年)があるため、一律過去5年間にする。ただし、平成27年6月1日以降入札公告する工事に適用予定とする。

(2) 工事成績評定点の平均点算定を同種工事毎にする

工事成績評定点の平均点算定は、一般土木工事等で全工事を対象、その他専門工事は同種工事毎を対象とし取扱いが異なるため、原則として同種工事毎にする。ただし、平成27年6月1日以降入札公告する工事に適用予定とする。

【見直し案】

当該工事		工事成績評定点の平均点算定対象		当該工事		工事成績評定点の評価対象範囲	
工事種別	建設工事の種類	工事種別	建設工事の種類	工事種別	建設工事の種類	工事種別	建設工事の種類
一般土木工事(般)	土木一式工事 とび・土工・コンクリート工事	一般土木工事(般)	土木一式工事	一般建築工事(建)	建築一式工事	一般建築工事(建)	建築一式工事
維持修繕工事(維)	土木一式工事 とび・土工・コンクリート工事	維持修繕工事(維)	とび・土工・コンクリート工事		大工工事		
舗装工事(ほ)	ほ装工事		ほ装工事		左官工事		
維持修繕工事(維)	ほ装工事		ほ装工事		とび・土工・コンクリート工事		
鋼橋上部工事(鋼)	鋼構造物工事	鋼橋上部工事(鋼)			石工事		
プレストレスト コンクリート工事(プ)	土木一式工事	プレストレスト コンクリート工事(プ)			屋根工事		
港湾工事(湾)	土木一式工事 しゅんせつ工事	港湾工事(湾)			タイル・れんが・ブロック工事		
機械設備工事(機)	機械器具設置工事 鋼構造物工事	機械設備工事(機)	着色範囲で平均		鋼構造物工事		
維持修繕工事(維)	機械器具設置工事	維持修繕工事(維)			機械器具設置工事		
塗装工事(塗)	塗装工事		塗装工事		板金工事		
維持修繕工事(維)	塗装工事		塗装工事	ガラス工事			
造園工事(園)	造園工事	造園工事(園)		内装仕上工事			
さく井工事(井)	さく井工事	さく井工事(井)		建具工事			
法面処理工事(法)	とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事(法)		清掃施設工事			
電気工事(電)	電気工事 消防施設工事	電気工事(電)	着色範囲で平均	一般建築工事(建)	防水工事	一般建築工事(建)	防水工事
維持修繕工事(維)	電気工事	維持修繕工事(維)		電気工事	管工事(管)	管工事	建築物に係る
グラウト工事(グ)	土木一式工事 とび・土工・コンクリート工事	グラウト工事(グ)		管工事(管)	水道施設工事	管工事(管)	
管工事(管)	管工事 水道施設工事	管工事(管)		電気工事(電)	電気工事	建築物に係る	
通信設備工事(通)	電気通信工事	通信設備工事(通)		消防施設工事	消防施設工事	電気工事(電)	
一般土木工事(般)	鋼構造物工事	対象範囲は、当該工事内容により個別判断する。		冷暖房衛生 設備工事(冷)	管工事 熱絶縁工事 消防施設工事	冷暖房衛生 設備工事(冷)	
維持修繕工事(維)	鋼構造物工事	(橋梁上部工事、機械設備工事、一般土木工事)					

5. その他

(1) 技術提案等の設定

→関連記載ページ：5～9, 19～22, 29～30

- 従来、「9 技術提案等」で記述していた内容を「5 主な評価項目及び評価基準」欄へ記載した。
- 「④技術提案等の審査」において、下記のとおり「記載する内容」、「評価しないもの」を記載した。

【記載内容】

- ・ 記載する内容は、説明の要点(目的、具体的な手法<施工数量、施工位置、施工範囲、施工期間、使用材料、使用機械等>、効果、技術的な根拠、標準案に対する優位性^{※5}等)をわかりやすく記述すること。(※⁵:技術提案の場合に限る。)
- ・ 説明の要点が記載されていないもの、あいまいな表現のもの(例えば、「必要に応じて〇〇する」、「〇〇するように努める」、「可能な限り〇〇する」等)、他の施設管理者と新たな協議や調整が必要となるもの、工事施工箇所の現場条件が考慮されていないものなどは評価しない。

(2) 労働福祉関連の状況(高年齢者の雇用確保)

→関連記載ページ：13, 28

- 高年齢者の雇用確保措置の説明において、「65歳を超えている」等の表現を「満65歳の誕生日以降」に変更する。

【変更内容】

変更後	変更前
定年年齢が <u>満65歳の誕生日以降</u> となっている	定年年齢が65歳を超えている(満65歳の誕生日以降)
<u>満65歳の誕生日以降</u> までの継続雇用制度がある	65歳を超える年齢までの継続雇用制度がある(満65歳の誕生日以降)
定年の定めがない	左記に同じ